

### 愛媛県のがんの状況

平成21年の総死亡者(15,670人)のうち、4分の1以上(4,339人)の方ががんにより亡くなっています。しかし、がん検診の受診率は20%未満で、県の「がん対策推進計画」で目標としている50%にはまだまだ及ばない状況となっています。

### 愛媛県がん対策推進条例の概要

○「愛媛県がん対策推進条例」は、このような内容です。

- 県、市町、保健医療関係者、県民の責務
  - ◆ 県：愛媛県の特性に応じた取組を実施します。
  - ◆ 市町：がんの予防及び早期発見に向け取り組むよう努めます。
  - ◆ 保健医療関係者：がんの予防及び良質で適切ながん医療とがんに関する情報の提供に努めます。
  - ◆ 県民：がんに関する正しい知識を持ち、がんの予防及び積極的ながん検診の受診に努めます。
- 緩和ケアの充実
 

緩和ケアの充実のために、専門的知識などを持つ医療従事者の育成、治療の初期段階からのがん患者の状況に応じた緩和ケアの推進などに努めます。
- 在宅医療の推進
 

がん患者が居宅でがん医療を受けられるための体制の整備に努めます。
- がん医療の水準の向上
 

がん患者が住んでいる地域にかかわらず適切ながん医療を受けることができるよう、拠点病院の機能強化や医療従事者の育成などによるがん医療の水準の向上に努めます。
- がんの予防・早期発見の推進
 

がんを予防するため、正しい知識の普及啓発や情報提供を実施します。
- がん登録の推進
 

がん対策を効果的に進めるため、がん登録の推進と精度の向上に必要な取組を実施します。
- がん患者等などの負担の軽減
 

相談支援の充実強化や、がん患者などの経験を生かした活動支援の推進に努めます。
- 県民総ぐるみによるがん対策の推進
 

県、市町、保健医療関係者、がん患者などの関係団体が連携して、総合的ながん対策を県民総ぐるみで推進します。

### 県民の皆さんに取り組んでいただきたいこと

★ 生活習慣を見直し、がんを予防しましょう。

- 食生活に注意
  - ・ バランスのとれた食事、ビタミンと食物繊維をとりましょう。
  - ・ 食べ過ぎを避け、脂肪摂取は控えめにしましょう。
  - ・ 胃や食道をいたわるために、塩辛い食品は控えめに、熱いものはさましてから食べましょう。
  - ・ お酒はほどほどにしましょう。
- たばこは吸わない
  - ・ 喫煙は、がんだけでなく、心筋梗塞などさまざまな病気の原因となります。
- 発がんのリスクに注意
  - ・ 日光に当たりすぎないようにしましょう。
  - ・ 焦げた食品はなるべく避けましょう。
- 適度な運動をする

### がん対策の主な取組

○がん診療連携拠点病院をご存知ですか。

どこに住んでいても適切ながん医療が受けられるよう、県内では7病院が「がん診療連携拠点病院」に指定されています。



がん診療連携拠点病院の相談支援センター連絡先

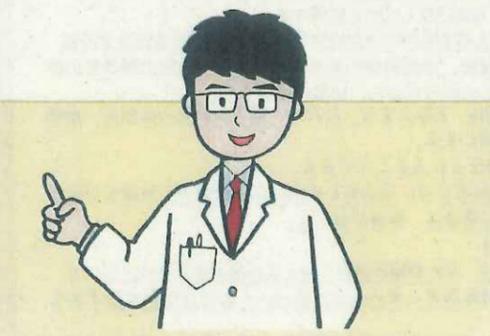
番号	拠点病院名	窓口名
①	四国がんセンター	がん相談支援・情報センター TEL 089-999-1114(直通)
②	愛媛県立中央病院	がん相談支援室 TEL 089-947-1111(代表)
③	松山赤十字病院	がん相談窓口(地域医療連携室内) TEL 089-926-9516(直通)
④	愛媛大学医学部附属病院	がん総合相談ケアセンター TEL 089-960-5261(直通)
⑤	住友別子病院	医療相談支援センター TEL 0897-37-7133(直通)
⑥	済生会今治病院	総合医療支援室 TEL 0898-47-2500(内線1195)
⑦	市立宇和島病院	医療福祉相談支援センター TEL 0895-25-1111(内線22022)

### がん患者・家族の皆さんへ

★相談支援センターを活用してみませんか。

各がん診療連携拠点病院では、がんに関するあらゆる相談に、看護師や医療ソーシャルワーカーなどの医療関係者が応じていますので、お気軽にご相談ください。

また、県内に複数ある「患者家族の会」では、患者やその家族などが集まり、経験を語りあったり、勉強会を開いています。不安、悲しみ、苦しみを仲間できちんと分かち合うことで、心の励みになることもありますので、興味のある方は参加してみてください。



★定期的にがん検診を受けましょう。

がん検診はお住まいの市町で受けられます。また職場でがん検診を受けられる場合もありますので、各機関にお問い合わせください。

○インターネットで情報を探すこともできます。

「えひめ医療情報ネット」  
(<http://www.qq.pref.ehime.jp>)  
では県内の医療機関や薬局の情報を提供しています。

(活用例) 身近なかかりつけ医を探したい、訪問診療を受けたい、薬について相談したい など

その他、がんに関する情報は「愛媛県保健・医療・福祉総合情報」の「医療情報」をご覧ください。  
([http://www.pref.ehime.jp/h20180/gan\\_iryuu/index.html](http://www.pref.ehime.jp/h20180/gan_iryuu/index.html))

# 愛媛県がん対策推進条例

がん対策基本法の趣旨を踏まえ、すべての県民が生命を尊重する良心に基づき、温かみのある適切ながん対策を推進することにより、がんになってもお互いに支え合い、安心して暮らしていける地域社会を実現することを決意し、この条例を制定する。

**(目的)**  
第1条 この条例は、がん対策に関し、県、市町、がんの予防又はがんに係る医療（以下「がん医療」という。）に携わる者（以下「保健医療関係者」という。）及び県民の責務を明らかにするとともに、がんの予防及び早期発見の推進、がん患者等の負担の軽減等について定めることにより、がん対策基本法（平成18年法律第98号）第11条第1項に規定する都道府県がん対策推進計画（以下「推進計画」という。）の実効性を確保し、科学的知見に基づく適切ながん医療をすべての県民が受けられるようにするための総合的ながん対策を推進することを目的とする。

**(県の責務)**  
第2条 県は、国、市町、保健医療関係者並びにがん患者及びその家族又は遺族（以下「家族等」という。）で構成される団体その他の関係団体との連携を図りつつ、がん対策に関し、本県の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、県民のがんに関する意識を高め、及び理解と関心を深めるため、県民に対してがんに関する情報を提供しよう努めなければならない。

3 県は、がん対策について、教育、雇用等幅広い観点から検討を行い、必要な施策を講ずるものとする。

**(市町の責務)**  
第3条 市町は、県及び保健医療関係者その他の関係者と連携し、がんの予防及び早期発見に向けた施策の推進に努めるものとする。

**(保健医療関係者の責務)**  
第4条 保健医療関係者は、推進計画に基づき、県が講ずる施策の推進に協力し、がんの予防に寄与しよう努めるとともに、がん患者の置かれている状況を深く認識し、良質かつ適切ながん医療を行うよう努めなければならない。

2 保健医療関係者は、がん患者及びその家族等に対し、これらの者が求めるがんに関する情報を提供しよう努めなければならない。

**(県民の責務)**  
第5条 県民は、喫煙、食生活、運動その他の生活習慣が健康に及ぼす影響等がんに関する正しい知識を持ち、がんの予防に細心の注意を払うとともに、積極的にがん検診を受けるよう努めなければならない。

**(がんの予防及び早期発見の推進)**  
第6条 県は、がんに関する正しい知識の普及啓発及び情報の提供その他のがんの予防に関する施策を講ずるものとする。

2 県は、がんの早期発見に資するため、市町、保健医療関係者並びにがん患者及びその家族等で構成される団体その他の関係団体と連携し、がん検診の受診率の向上及びがん検診の質の向上等を図るために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

**(がん登録の推進)**  
第7条 県は、がん対策の効率的な推進を図るため、医療機関と連携し、がん登録（がん患者のがんの罹患、転帰その他の状況に関する情報を収集し、及び分析するための制度をいう。）の推進に努めるとともに、当該がん登録の精度の向上を図るために必要な施策を講ずるものとする。

**(がん患者等の負担の軽減)**  
第8条 県は、がん患者の療養生活の質の維持向上及びがん患者の身体的若しくは精神的な苦痛又は社会生活上の不安その他のがんに伴う負担の軽減に資するため、医療機関等と連携し、次に掲げる施策を講ずるよう努めなければならない。

- (1) がん患者及びその家族等に対する相談体制の充実強化
- (2) がん患者及びその家族等の経験を生かした支援活動等の推進

(3) 前2号に掲げるもののほか、がん患者の療養生活の質の維持向上及びがんに伴う負担の軽減に関し必要な施策

**(緩和ケアの充実)**  
第9条 県は、がん患者の身体的若しくは精神的な苦痛又は社会生活上の不安の軽減等を目的とする医療、看護その他の行為（以下「緩和ケア」という。）の充実を図るため、医療機関等と連携し、次に掲げる施策を講ずるよう努めなければならない。

- (1) 緩和ケアに関する専門的な知識及び技能を有する医療従事者の育成
- (2) 治療の初期段階からのがん患者の状況に応じた緩和ケアの推進
- (3) 緩和ケアの拠点としての機能を担う体制及び緩和ケアに係る地域における連携協力体制の整備
- (4) 居宅において緩和ケアを受けることができる体制の整備
- (5) 前各号に掲げるもののほか、緩和ケアの充実に関し必要な施策（在宅医療の推進）

第10条 県は、医療機関等と連携し、医療機関ががん患者にその居宅においてがん医療を提供することができる体制の整備に必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

**(がん医療の水準の向上)**  
第11条 県は、専門的ながん医療を提供する医療機関その他の医療機関と連携し、がん患者がその居住する地域にかかわらず等しくそのがんの状態に応じた適切ながん医療を受けることができるよう、次に掲げる取組を支援しよう努めなければならない。

- (1) がん診療連携拠点病院（都道府県がん診療連携拠点病院及び地域がん診療連携拠点病院をいう。以下同じ。）の整備及び機能強化
- (2) 都道府県がん診療連携拠点病院及び地域がん診療連携拠点病院の間における連携強化
- (3) がん診療連携拠点病院及びその他の医療機関の間における連携協力体制の整備
- (4) 手術、放射線療法、化学療法その他のがん医療に携わる専門的な知識及び技能を有する医師その他の医療従事者の育成
- (5) 前各号に掲げるもののほか、がん医療の水準の向上に関し必要な取組

**(愛媛県がん対策推進委員会)**  
第12条 がん対策の推進に関し、次に掲げる事務を行わせるため、愛媛県がん対策推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- (1) がん対策の推進に関する基本的かつ総合的な政策及び重要事項を審議すること。
  - (2) がん対策の推進に関する施策の実施状況について、必要に応じて、調査し、及び知事に意見を述べること。
- 2 委員会は、委員30人以内で組織する。
- 3 委員は、がん患者及びその家族等で構成される団体を代表する者、保健医療関係者、学識経験のある者、関係行政機関の職員その他適当と認める者のうちから、知事が任命する。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 第2項から前項までに定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が定める。

**(施策の見直し)**  
第13条 知事は、がん対策の推進に関する施策の実施状況について、定期的に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

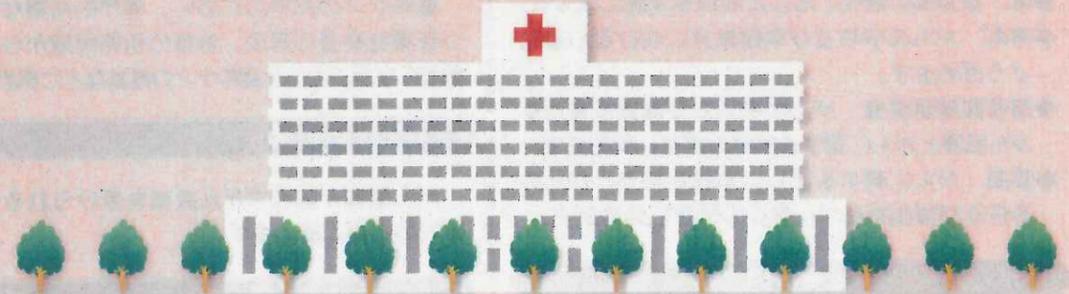
**(県民総ぐるみによるがん対策の推進)**  
第14条 県は、市町、保健医療関係者、がん患者及びその家族等で構成される団体その他の関係団体と連携し、総合的ながん対策を県民総ぐるみで推進するものとする。

**附 則**  
この条例は、平成22年4月1日から施行する。

# 愛媛県がん対策推進条例

をご存知ですか？

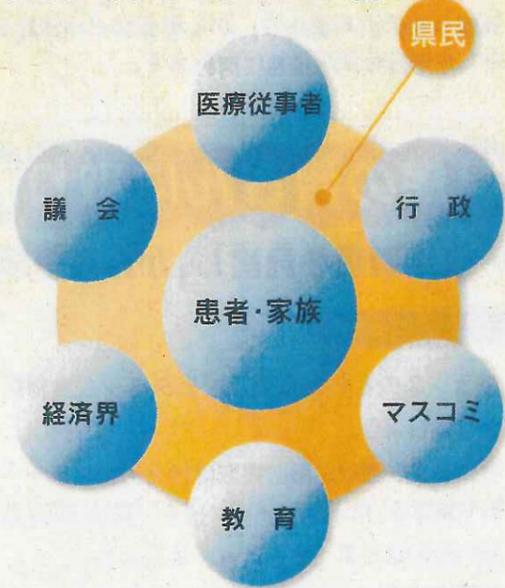
～がんになってもお互いに支え合い、安心して暮らしていける地域社会を目指して～



愛媛県がん対策推進条例は、すべての県民が適切ながん医療を受けられるよう、総合的ながん対策を県民総ぐるみで推進することを目的として、平成22年3月に議員提案され全会一致で可決されて制定されました。（平成22年3月26日公布、同年4月1日施行）

## キーワードは「県民総ぐるみ」

すべての県民や団体が支え合い、連携しつつ、それぞれの立場でできることを実践することにより、「県民総ぐるみ」のがん対策の推進を目指しています。



〒790-8570 松山市一番町四丁目4-2  
お問い合わせ 予防・検診:保健福祉部 健康衛生局 健康増進課 TEL:089-912-2400 FAX:089-912-2399  
医療:保健福祉部 管理局 医療対策課 TEL:089-912-2445 FAX:089-921-8004